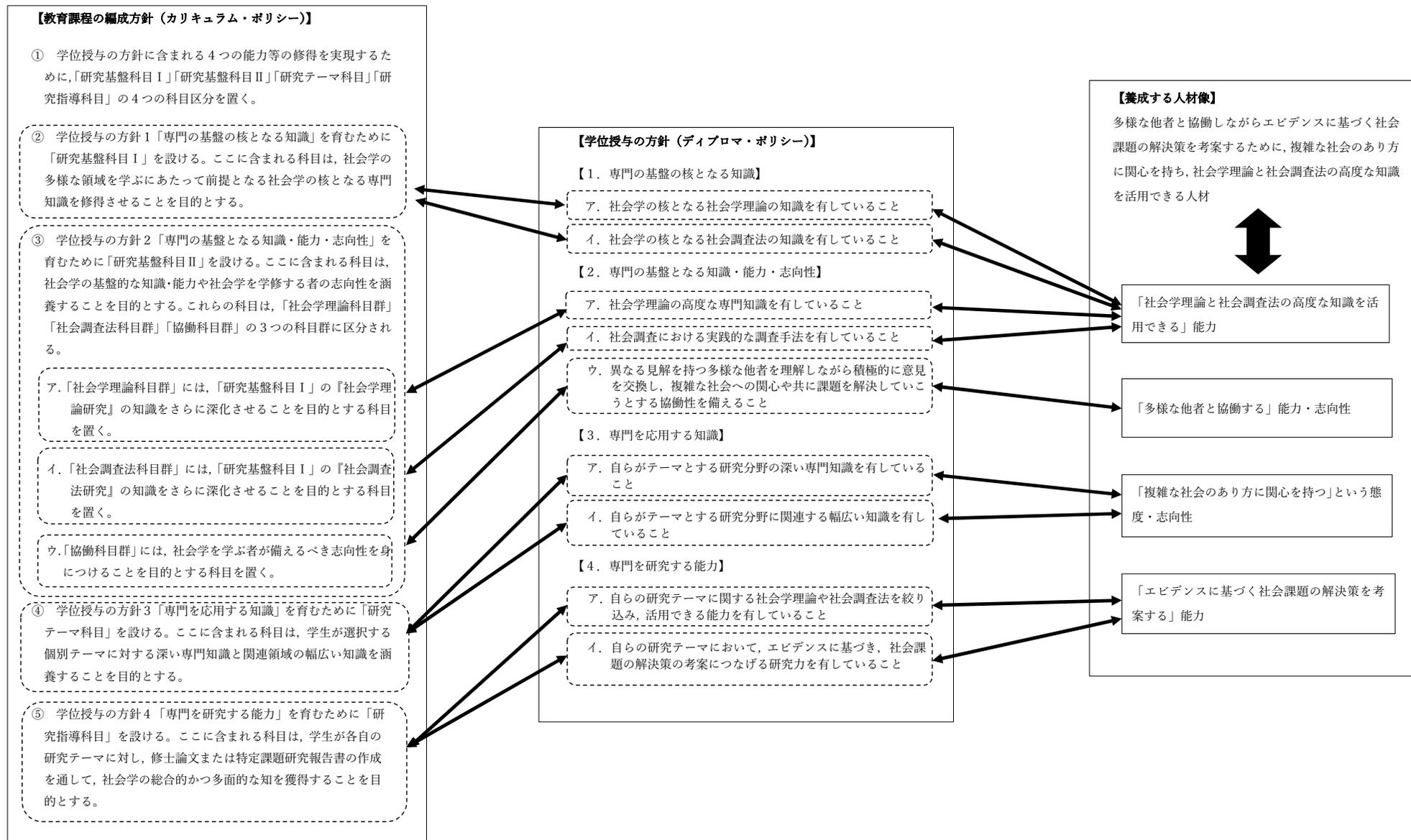


京都産業大学大学院現代社会学研究科現代社会学専攻修士課程についての設置の趣旨  
資料目次

- 資料 1 人材像・DP・CP との関係図
- 資料 2 入学から修了までのスケジュール
- 資料 3 京都産業大学研究倫理規程
- 資料 4 京都産業大学研究倫理委員会規程
- 資料 5 履修モデル1 高度専門職業人（一般学生）
- 資料 6 履修モデル2 高度で知的な素養のある人材（社会人学生等）
- 資料 7 履修モデル3 高度で知的な素養のある人材（一般学生・社会人学生等）
- 資料 8 基礎となる学部等との関係図
- 資料 9 各資格・検定試験と CEFR との対照表
- 資料 10 学校法人京都産業大学就業規則
- 資料 11 京都産業大学客員教員規程
- 資料 12 中学校設置基準，高等学校設置基準
- 資料 13 第2グラウンド使用状況
- 資料 14 現代社会学研究科・現代社会学部 授業時間割表
- 資料 15 大学院生用研究室見取図



# 入学から修了までのスケジュール

資料 2

出願～入学	出願前	9月			10月	～	3月
		初旬	中旬	下旬	初旬		下旬
	研究指導を希望する教員との事前相談	入学試験			合格発表	事前相談を行った教員が研究計画及び履修相談を継続	→

【前期】	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	入学時・初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬
1年次	入学 ・入学時ガイダンス※1 ・事前相談を行った教員の助言を受け、研究指導教員を決定	履修相談・履修登録※2 副研究指導教員の決定※3		15週						前期定期試験			夏期休業			→		
2年次	研究計画書の提出※5	履修相談・登録 授業開始		15週						前期定期試験			夏期休業			→		

【後期】	10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬			
1年次	研究倫理教育プログラム受講期間			→									後期定期試験			→					
2年次	授業開始			15週						学位論文提出※7			学位論文公開研究発表会※8 学位論文最終稿の提出※10			後期定期試験			学位論文審査委員会※9		

※1 本学の諸ルールや研究倫理等についてのガイダンス。学生証、コンピュータID・パスワード交付等  
 ※2 修了までの研究スケジュールを研究指導教員と相談  
 ※3 研究テーマ・意向を考慮しつつ研究科会議において、副研究指導教員を決定  
 ※4 研究指導教員、副研究指導教員による研究テーマの確認と履修指導及び研究指導  
 ※5 研究計画書の策定とその計画に沿った研究指導の実施

※6 研究発表及び研究指導教員、副研究指導教員による研究指導  
 ※7 修士論文・特定課題研究報告書及び要旨の提出  
 ※8 学位論文の口頭発表及び主査1名・副査3名による口頭試問  
 ※9 主査及び副査による審査結果報告書の作成及び修了要件の確認  
 ※10 学位論文公開研究発表会における口頭試問での補訂を受けて学位論文の最終稿を提出

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究において求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (研究の基本)

第2条 研究者は、本学において遂行する学術研究が、社会の負託に応えるべき公共的かつ公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止め、自らを律しながら、持続的な学術研究を通じて科学の発展に寄与し、本学が社会から信頼と尊敬を得る大学として存在することを目的として、研究に取り組まなければならない。

2 研究者は、誠意と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、他からの圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

3 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

4 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示、指針、本学諸規程等を遵守しなければならない。

## (定義)

第3条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者をいい、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。

## (研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。

3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生に研究上又は教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

## 第2章 資料・データの収集及び材料等の安全管理

### (情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

3 研究者が、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行う研究（以下「人を対象とする研究」という。）を行う場合は、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

### (説明責任と提供者の同意)

第6条 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合、研究目的、研究成果の発表方法等研究計画について、あるいは提供者に対し何らかの身体的、精神的負担又は苦痛を伴うことが予見される場合におけるその予見される状況について、提供者に対してできるだけ分かり易く説明しなければならない。

2 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合、提供者の明確な同意を得なければならない。

3 提供者からの同意は、原則として事前に文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。

4 提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

5 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

6 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

7 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。また研究者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

8 研究者は、授業等教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、あらかじめ受講生の同意を得ることを原則とし、研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

### (審査の申請)

第7条 研究者は、本学において、「人を対象とする研究」を行う場合、事前に研究計画を添えて研究倫理委員会委員長に申請しなければならない。

### (個人情報の保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 個人情報保護に関しては、学校法人京都産業大学個人情報保護規程の定めるところによる。

### (情報、データ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管し、発表内容に関する資料、情報、データ等は、所属機関又は研究内容等の変更の有無にかかわらず、発表後概

ね5年程度保管しなければならない。ただし、法令又は他の定めがある場合はそれに従うものとする。

3 保管する資料、情報、データ等は、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者は、国外に技術や貨物の提供等を行う場合の管理については、京都産業大学安全保障輸出管理規程の定めるところによる。

(材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等並びに薬品・材料等を用いるときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

3 病原体等を扱う研究を行う場合の安全管理に関しては、京都産業大学生物災害等防止安全管理規程の定めるところによる。

### 第3章 研究成果の公表

(研究成果発表)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(不正行為の禁止と防止)

第13条 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為をしてはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 二重投稿
- (5) 不適切なオーサーシップ

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査のうえ尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

4 研究者は、研究者倫理に関する知識の修得や規範意識の向上を目的として、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(不正行為への対応)

第14条 研究者の、研究活動における不正行為への対応については、京都産業大学研究活動における不正行為への対応に関する規程の定めるところによる。

## 第4章 研究費の執行

### (研究費の適正執行)

第15条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規程、及び本学における研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究費の執行を機関管理により行い、証憑類を適切に取り扱わなければならない。

4 研究者は、実績報告において、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

### (謝礼の提供)

第16条 研究者が、提供者に対し謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

### (不正執行への対応)

第17条 研究費執行における不正行為の防止に関することは、京都産業大学研究費執行における不正防止規程の定めるところによる。

## 第5章 他者の研究評価

### (他者の研究評価)

第18条 レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績等の評価に関わる研究者（以下「研究評価者」という。）は、被評価者に対して予断を持つことなく、誠意をもって評価しなければならない。

2 研究評価者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。

3 研究評価者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

## 第6章 研究倫理管理体制

### (本学の責務)

第19条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理意識の向上を図るための啓発活動、倫理教育を実施するとともに、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

### (最高管理責任者)

第20条 本学の研究活動、研究費の執行・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われ、又はその恐れがある場合、厳正かつ適切に対応しなければならない。

### (統括管理責任者)

第21条 本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関して、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括するために統括管理責任者を置き、副学長より学長が指名する者1名をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関し総括し、研究活動の不正行為及び研究費の不正執行に関する通報等を受けたときは、予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(執行管理責任者)

第22条 本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正防止等に関して、実質的な責任と権限をもつ者として執行管理責任者を置き、研究機構長をもって充てる。

2 執行管理責任者はコンプライアンス推進及び研究倫理教育実施に関する責務を負う。

3 執行管理責任者は研究費の執行管理を通じて、不正行為の防止に努めなければならない。

4 執行管理責任者は研究者に対し、不正防止を目的として研修又は倫理教育（以下「研修等」という。）を受講させるよう努めなければならない。

(研究者の責任)

第23条 研究者は、この規程及び執行管理責任者の指導等に従い、この規程に基づいて行われる調査等に協力しなければならない。

2 研究者は、前条第4項に規定する研修等について、自ら受講し、不正行為の防止に努めなければならない。

(窓口担当者)

第24条 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

2 通報、苦情、相談等に対応するための窓口担当者は、総務部課長（総務担当）をもって充てる。

(研究倫理委員会)

第25条 本学の責務を実効あるものにするため、本規程の運用及びその他研究倫理に関して必要な事項は研究倫理委員会において審議し、研究倫理委員会委員長はその審議結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

## 第7章 その他

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会の議を経て、部局長会で決定する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

## 京都産業大学研究倫理委員会規程

制 定 平成21年4月1日

最近改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学研究機構運営委員会規程（以下「規程」という。）第8条第2項に基づき、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究機構長
- (2) 大学院長
- (3) 教学センター長
- (4) 社会連携センター長
- (5) 倫理審査委員会委員のうちから研究機構長が指名する者
- (6) 学長室長

2 前項の委員のほか、学外の有識者の中から委員長の推薦により学長が委嘱する者若干名を委員として置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長を置き、研究機構長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 京都産業大学研究倫理規程第19条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 「人を対象とする研究」の研究計画の審査に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学内諸規程の運用、解釈に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) 利益相反に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

(定足数)

第6条 委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決数)

第7条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審議の結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

(倫理審査委員会)

第9条 「人を対象とする研究」の研究計画を審査するために、「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」(以下「倫理審査委員会」という。)を置く。

2 倫理審査委員会の構成、運営等に関しては、京都産業大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程に定める。

(「人を対象とする研究」に関する審査)

第10条 委員長は、研究者から「人を対象とする研究」に基づく研究計画の申請書が提出された場合、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員長は、委員会の審議の結果を、書面により速やかに申請者に通知しなければならない。

3 審査の結果通知には、その理由を付記する。

(委員長の承認事項)

第11条 次の各号をすべて満たす場合は、委員長が研究実施の承認をすることができる。

(1) 個人を特定することが不可能な情報、データ等のみを用いる研究

(2) 収集する個人の情報、データ等から、心身にかかる重大な疾病・障害等の情報が予見できないことが明らかな研究

(3) 個人の情報、データ等の収集に際し、著しく心身に苦痛等のストレスを与えない研究

(厚生労働科学研究の利益相反)

第12条 第5条第5号に掲げる事項のうち、厚生労働科学研究の利益相反についての審査手続は、京都産業大学利益相反管理細則に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

## 履修モデル1：高度専門職業人（一般学生）

		研究基盤科目Ⅰ	研究基盤科目Ⅱ	研究テーマ科目	研究指導科目	合計単位数	
1年次	前期	社会学理論研究	社会協働型ワークショップ	家族・ジェンダー研究A	特論演習Ⅰ	12	
		社会調査法研究		健康社会研究A			
	後期		質的調査法研究	家族・ジェンダー研究B	特論演習Ⅱ	10	
			社会学史研究				
			現代社会論				
2年次	前期			教育社会研究A	特論演習Ⅲ	4	
	後期				教育社会研究B	特論演習Ⅳ	4
合計単位数		4	8	10	8	30	

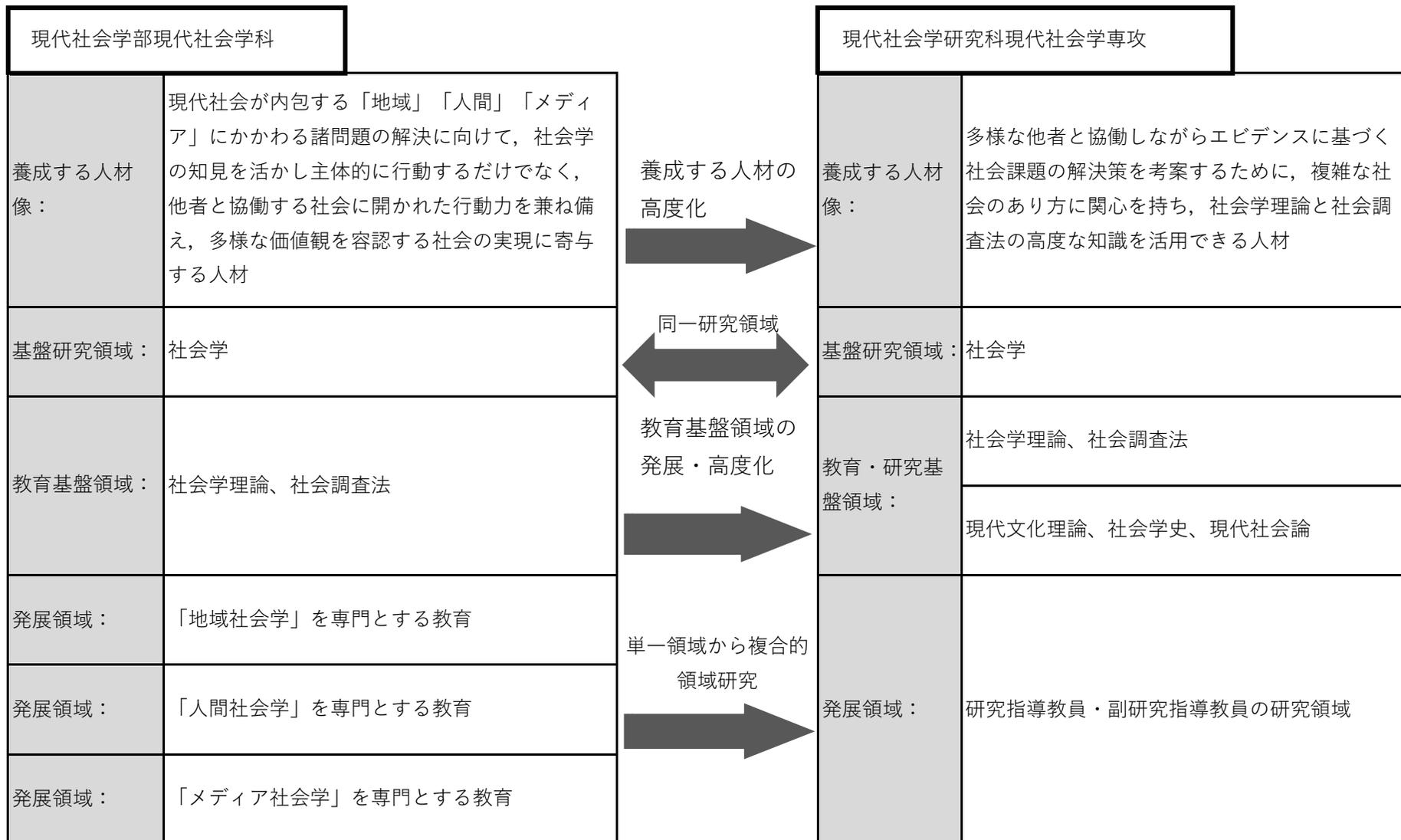
## 履修モデル2：高度で知的な素養のある人材（社会人学生等）

		研究基盤科目Ⅰ	研究基盤科目Ⅱ	研究テーマ科目	研究指導科目	合計単位数	
1年次	前期	社会学理論研究	地域プロジェクト型研究	地域社会研究 A	特論演習Ⅰ	12	
		社会調査法研究		文化研究 A			
	後期		現代文化理論研究	地域社会研究 B	特論演習Ⅱ	10	
			量的調査法研究				
			数理・計量社会学研究				
2年次	前期			広告研究 A	特論演習Ⅲ	4	
	後期				広告研究 B	特論演習Ⅳ	4
合計単位数		4	8	10	8	30	

## 履修モデル3：高度で知的な素養のある人材（一般学生・社会人学生等）

		研究基盤科目Ⅰ	研究基盤科目Ⅱ	研究テーマ科目	研究指導科目	合計単位数
1年次	前期	社会学理論研究	社会協働型ワークショップ	文化研究A	特論演習Ⅰ	10
		社会調査法研究				
	後期		現代文化理論研究	文化研究B	特論演習Ⅱ	10
			質的調査法研究	地域メディア研究B		
2年次	前期		地域プロジェクト型研究	地域社会研究A	特論演習Ⅲ	6
	後期			地域社会研究B	特論演習Ⅳ	4
合計単位数		4	8	10	8	30

## 基礎となる学部等との関係図



1. 書類等の題名

設置の趣旨本文 35 ページ 【資料 9】

設置の趣旨資料 【資料 9】 各資格・検定試験と CEFR との対照表

2. 出典

文部科学省

3. 書類等の引用範囲

1 ページ 各資格・検定試験と CEFR との対照表

2 ページ 各資格・検定試験と CEFR との対照表 (附属資料①)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1402610\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/__icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1402610_1.pdf)

4. その他の説明

特になし

## 学校法人京都産業大学就業規則

制 定 平成19年4月1日

最近改正 平成31年4月1日

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、学校法人京都産業大学（以下「法人」という。）の職員の服務規律，待遇に関する基準その他就業に関する事項を定めることを目的とする。ただし，すみれ幼稚園及び京都産業大学附属中学校・高等学校の職員の服務規律，待遇に関する基準その他就業に関する事項については，別に定める。

## (職員の定義)

第2条 この規則において「職員」とは，学校法人京都産業大学組織及び職制規程第15条第2項第1号に定める専任の職員をいう。

- 2 職員のうち専任専門員については，別に定める。
- 3 期限付雇用職員及び無期雇用の事務職員に関する規定は別に定める。

## (遵守義務)

第3条 職員は，この規則及びこれに附属する諸規程を守り，かつ，上司の職務上の命令に忠実に従ってその職責を遂行し，互いに協力して建学の精神及び学則に基づく教育目的の達成に努めなければならない。

## 第2章 人事

## (任命権者等)

第4条 職員の任免その他人事に関する権限は任命権者が，服務の監督は所属長が，これを行う。

- 2 前項に定める任命権者は理事長とする。
- 3 第1項に定める所属長は次のとおりとする。
  - (1) 教育職員については，研究科長，学部長又はセンター長
  - (2) 副学長，研究科長，学部長及びセンター長については，学長
  - (3) 事務職員については，課長，室長又は事務長
  - (4) 課長，室長及び事務長については，事務部長（担当事務部長を含む。）
  - (5) 事務部長については，事務局長
  - (6) 学長及び事務局長については，理事長

## (任免)

第5条 職員の任免（採用，昇任，昇格，昇級，併任，降任，降格，降級，退職，解雇，休職，復職，配置転換，転勤，派遣，出向及び転籍等）は，任命権者が辞令を交付して行う。

- 2 職員の採用，昇任，昇格及び昇級は，選考によるものとし，選考に関する事項は，別に定める。

## (試用期間)

第6条 新たに採用された職員に対しては，任命権者が特に例外とした場合を除き，6か月の試用期間を置く。

- 2 試用期間を良好な成績で勤務したと認めた場合に，正式採用する。
- 3 試用期間は在職年数に算入する。

(提出書類等)

第7条 職員は、就職の際次の各号に定める書類を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 自筆履歴書
- (2) 写真(3か月以内のもの)
- (3) 誓約書
- (4) 健康診断書
- (5) 卒業証明書及び成績証明書
- (6) その他任命権者の必要と認める書類

2 職員は、次の場合には、その都度速やかに任命権者に届け出なければならない。

- (1) 免許状、住所、同居の親族その他履歴書記載事項に変更のあった場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) その他身上に異動のあった場合

(休職)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 学校法人京都産業大学病気休業規程第6条第2項に定める場合
- (2) 欠勤が暦日で30日を超えた場合
- (3) 刑事事件に関し起訴された場合
- (4) 前各号のほか特別の事情があって休職させることを相当と認めた場合

2 休職中の給与に関する規定は別に定める。

(休職期間)

第9条 前条に定める休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号による場合は、勤続満10年未満の者は1年を、勤続10年以上20年未満の者は2年を、勤続20年以上の者は3年を超えない範囲内(以下「休職期間の上限」という。)において、任命権者の定める期間
- (2) 前条第1項第2号及び第4号の場合は、1年を超えない範囲で、それぞれ個々の場合について任命権者の定める期間
- (3) 前条第1項第3号の場合は、休職事由が存続する期間

(休職の制限)

第10条 第8条第1項第1号及び第2号の休職事由による休職から復職後、再度休職にする場合は、最後の休職日の翌日から起算して、継続して暦日で90日間の通常勤務を要する。この場合において、通常勤務とは、病休による休職(第8条第1項第1号)、欠勤による休職(第8条第1項第2号)、病気休業、欠勤をしていない状態をいう。

(休職の制限の例外)

第11条 前条にかかわらず、休職期間の上限を超えてない場合は、最後の休職日の翌日から起算して、暦日で90日以内に再度休職にする場合において、最初の休職と同一とみなすことができ、3回目以降も同様とする。ただし、期間は通算することとし、休職期間の上限を限度とする。

(復職)

第12条 第8条第1項第1号の休職事由が消滅したときは、復職させる。ただし、休職事由消滅の有無は、任命権者の指定する医師の診断書に基づき、任命権者が判断する。

2 第8条第1項第2号、第3号及び第4号の休職事由が消滅した場合復職させる。ただし、任命権者が復職させることが相当でないと認めるときは、復職させない。

(退職)

第13条 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当然に雇用契約が終了する。

- (1) 定年に達したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 退職を願い出て承認されたとき。
- (4) 休職期間が満了し、復職しなかったとき。

(定年)

第14条 職員の定年年齢は満65歳とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成15年4月30日以前に採用された専任の教育職員のうち、満65歳時において教授である者についての定年は、満70歳とする。

3 前2項に規定する定年年齢は、学長及び副学長の任期中にある者については適用しない。

(定年の扱い)

第15条 前条第2項に規定する者が、満65歳を迎える年度の6月末日までに所定の手続を経て退職を申し出た場合に限り、これを定年退職とみなす。ただし申し出がなされた年度の7月末日までに撤回を申し出た場合は、その限りではない。

2 前項における退職日は、申し出がなされた年度の3月末日とする。

3 第1項において退職を申し出た者が、同時に再雇用を申し出たときは、別に定める特任教授に任用する。なお、京都産業大学選択定年制度規程の適用を受けて退職する者は、特任教授として任用できないものとする。

4 第3項に規定する特任教授の契約期間は、毎年4月1日からの1年間とし、本人の希望により満70歳に達する日の属する年度末日まで更新することができる。

(退職の時期)

第16条 定年による退職の時期は、定年に達した日の属する年度の末日とする。ただし、学長及び副学長の任期中にある者については、その任期の満了日とする。

(依願退職)

第17条 職員が退職しようとする場合は、少なくとも退職しようとする日の30日前までに退職願を提出し、任命権者の承認を得なければならない。

(解雇)

第18条 職員が次の各号の一に該当する場合は、任命権者の選択により、30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して、解雇する。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中の者が正式採用の見込みのない場合（ただし、試用期間が14日未満の者については、解雇の予告及び予告手当の支給をしない。）
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のある場合

2 禁錮以上の刑に処せられたときは、即時解雇する。

3 第7条第1項各号の提出書類に虚偽の記載のあったときも前項と同じとする。

4 前2項の場合において行政官庁（労働基準監督署長）の認定を得たときは、予告手当を支給しない。

（職務・勤務場所等の変更）

第19条 職員の職務又は勤務場所を変更することがある。

2 業務上の都合がある場合には、職員の職種を変更することがある。

### 第3章 勤務

（勤務時間）

第20条 職員の勤務時間は、次のとおりとする。

	始業時間	終業時間
平日	8時45分	16時45分
土曜日	8時45分	12時00分

2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間は、労働基準法所定の範囲内で理事長が定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育職員及び特殊な職種に従事する者の勤務時間については、別に定める。

4 所属長は、入学試験、神山祭、その他業務上必要ある場合においては、あらかじめ日時を指定して、前3項の始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げ、特定の日に8時間、特定の週に40時間を超えて勤務させることができる。ただし、毎月1日を起算日とし、各月において平均して1週間の勤務時間が40時間を超えることはない。

5 所属長は、業務上必要ある場合においては、労使協定の定めにより、1年単位の変形労働時間制を取り、労働時間を変更することができる。ただし、毎年4月1日を起算日とし、1年間において平均して1週間の勤務時間が40時間を超えることはない。

（休憩時間）

第21条 勤務時間が6時間を超える場合は、前条の勤務時間の途中に、1時間の休憩時間を置く。

（休日）

第22条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 創立記念日（5月4日）
- (4) 年末年始（12月29日から翌年1月5日まで）

（休日振替）

第23条 前条の規定にかかわらず、業務上の必要があるときは、休日を他の日に振り替えることがある。

2 前項の振り替えを実施する場合は、労働日として振り替えた当該週のいずれかの日を振替休日として指定する。ただし、当該週に振替休日を取得することが困難な場合には、労働日として振り替えた日を含む週から4週間以内のいずれかの日を振替休日として指定するものとする。

3 前項ただし書の変形休日制の起算日は、労働日として振り替えた日の属する週の日曜日とする。

（出張）

第24条 出張に関する規定は、別に定める。

(時間外及び休日勤務)

第25条 業務の都合上、労働基準法第36条に基づく協定を締結し、第20条の勤務時間を超え、又は第22条に定める休日に勤務させることがある。

2 災害その他避けることのできない事由によって臨時的必要がある場合においては、時間外又は休日に勤務させることがある。

3 前2項による時間外勤務をさせた場合は、別に定める超過勤務手当を支給する。

(宿直・日直)

第26条 職員は、業務上必要がある場合は、宿直又は日直の勤務をしなければならない。

(遅刻、早退及び欠勤)

第27条 職員がやむを得ない理由により遅刻、早退又は欠勤するときは、別に定めるところによる。

(年次有給休暇)

第28条 職員は、1年(会計年度)につき20日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、年度の途中において新たに職員となった者の日数は、この項に規定する日数に、職員となった日の属する月からその年度の3月までの月数を12で除した数を乗じて得た日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条に定める休職者が復職し、かつ前年度の労働日数が全所定労働日の8割に満たない場合の年次有給休暇の日数は、前項に規定する20日に、前年度の労働日数を前年度の全所定労働日で除した数を乗じて得た日数(小数点以下は繰り上げ)とする。

3 年次有給休暇の残日数は1年に限り次年度に繰り越すことができる。

4 年次有給休暇に対しては、所定勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。

第29条 職員が前条の年次有給休暇を請求しようとする場合は、あらかじめ所属長に届出をしなければならない。

2 所属長は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第30条 特別休暇に関する規定は、別に定める。

(病気休業)

第31条 病気休業に関する規定は、別に定める。

(育児休業等)

第32条 育児休業等に関する規定は、別に定める。

(介護休業等)

第33条 介護休業等に関する規定は、別に定める。

## 第4章 服務規律

(遵守事項)

第34条 職員は、服務に当って、次の事項を守らなければならない。

- (1) 法人及び大学の名誉を重んじ、法人及び大学の職員としての品位を保つこと。
- (2) 就業規則及びこれに附属する諸規程を守り、上司の職務上の指示に従うこと。
- (3) 勤務時間中は、担当する職務の遂行に専念すること。
- (4) 業務上の都合により、任命権者から職務、勤務場所及び職種の変更を命ぜられた場合は、引き継いだ上、新しい職務、勤務場所及び職種に専念すること。

- (5) 常に学生の安全に心を配り、危険の予防と防止に努めること。
- (6) 教育職員は、常に研修に励み、力量を高めること。
- (7) 設備、備品などの取扱いを丁重にし、消耗品の節約に努めること。
- (8) 金銭、物品及び備付諸表簿の出納を明確にし、所定の場所に保管すること。

(兼職の制限)

第35条 職員は、法人又は大学以外の職を兼ねようとするときは、教育職員にあっては、学長、その他の職員にあっては、理事長の許可を受けなければならない。

(禁止事項)

第36条 職員は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法人又は大学の不名誉となるような行為をなすこと。
- (2) 職務上の地位を利用して自己又は第三者の利益を図ること。
- (3) 職務上の権限を超え又は権限を濫用して専断的な行為をなすこと。
- (4) 職務上知り得た機密を漏らし、又は法人若しくは大学の不利益となるおそれのある事実を他に告げること。
- (5) 学内において、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育及び政治的活動をすること。
- (6) 他の職員及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに就業環境を害するような性的な言動を行うこと。

(出退勤)

第37条 職員は、出勤後直ちに出勤簿に捺印し、かつ、始業開始の時間に勤務できるように出勤しなければならない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、出勤させず、又は退勤させることがある。

- (1) 業務に必要でない火気、凶器その他危険と認められるものを所持する場合
- (2) 酒気を帯びている場合
- (3) 衛生上有害と認められる場合
- (4) 停職の処分を受けている場合
- (5) 業務を妨害し、若しくは法人若しくは大学の風紀、秩序をみだし、又はこれらの行為をするおそれのある場合
- (6) その他前各号に準ずる場合

## 第5章 給与及び退職手当

(給与及び退職手当)

第38条 給与及び退職手当に関する事項は、別に定める。

## 第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第39条 職員が次の各号の一に該当する場合には、審議の上表彰する。

- (1) 永年勤続し、性行、勤務、指導力等がすぐれ他の模範となる場合
- (2) 法人及び大学の災害を未然に防止し、又は非常の際特に功労のあった場合
- (3) 国家的、社会的に功労があり、法人、大学及び職員の名誉となるような行為のあった場合
- (4) その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあった場合

(懲戒)

第40条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として戒告、減給、停職、諭旨退職又は懲戒解雇の処分をすることができる。

- (1) 大学の教育方針に違背する行為のあった場合
- (2) 上司の職務上の指示に従わず、法人又は大学の秩序を乱し又は名誉を傷つける行為のあった場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 第4章に定めた服務規律（遵守事項、兼職の制限、禁止事項、出退勤）に違反した場合
- (5) 法人又は大学の職員としてふさわしくない非行のあった場合
- (6) 故意又は重大な過失により、法人又は大学に損害を与えた場合
- (7) セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメントの問題により、法人又は大学の秩序を乱した場合
- (8) その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合

第41条 懲戒の方法は次のとおりとし、非行の軽重、当該職員の情状及び他職員に対する訓戒等の諸点を考慮して、任命権者がその処分を決定する。

- (1) 戒告は、文書をもって将来を戒める。
- (2) 減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1か月間の賃金の総額の10分の1を超えない範囲内で、給与を減額する。
- (3) 停職は、1年以内の期間を定めて出勤を停止し、その職務に従事させない。停職中の給与は支給しない。
- (4) 諭旨退職は、退職願を提出するよう勧告を行い、退職手当を支給する。ただし、勧告を受けてから暦日で7日以内に退職願を提出しないときは懲戒解雇とする。
- (5) 懲戒解雇は、予告期間を設けなくて即時解雇し、退職金を支給しない。行政官庁（所轄労働基準監督署長）の認定を得た場合は、予告手当を支給しない。

## 第7章 諮問委員会

(諮問委員会)

第42条 第5条及び第39条から前条について、理事長又は学長の諮問に応じるため諮問委員会を置くことができる。

## 第8章 安全、衛生及び災害補償

(災害、盗難の防止)

第43条 火気及び戸締り責任者は、火災及び盗難防止のため、みずから、又は職員に指示して、電気、火元及び戸締りを点検し、安全保持に努めなければならない。

(災害防止の措置)

第44条 職員は、災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに所属長、上司に報告し、互いに協力してその被害を最小限度にとどめるように努めなければならない。

(安全保持)

第45条 職員は、安全保持のため、常に整理整頓し、消火設備等の点検を行うとともに、その使用方法に習熟し、通路、非常口等に物品を置いてはならない。また、安全装置、保護具その他危険防護施設の保全に留意し、その位置及び取扱方法を熟知しなければならない。

(健康診断)

第46条 職員は、法人又は大学が毎年定期に行う健康診断を受けなければならない。

2 職員は、前項のほか必要に応じ、職員の全部若しくは一部に対して行う健康診断又は予防注射を受けなければならない。

3 職員は、法人又は大学が行う健康診断及び衛生上の措置を正当な理由なく拒むことはできない。

(出勤の禁止)

第47条 感染症(学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症をいう。以下同じ。)、精神障害又は勤務のために病状が悪化する恐れがある疾病にかかった職員に対しては、出勤を禁止することがある。

2 その他保健衛生上必要と認める場合においても、出勤を禁止することがある。

(感染症の届出)

第48条 職員は、その家族若しくは同居人が感染症にかかり、又はその疑いがあるときは、直ちにその旨を所属長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(災害補償)

第49条 職員が業務上又は通勤による災害を受けた場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

## 第9章 雑則

(事務)

第50条 この規則に関する事務は、総務部において行う。

(改廃)

第51条 この規則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日より施行する。

2 この規則の施行に伴い、学校法人京都産業大学業務規則(昭和60年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 京都産業大学客員教員規程

制 定 平成14年4月1日  
最近改正 令和元年11月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、客員教員の任用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 客員教員は、京都産業大学（以下「本学」という。）の学術研究及び教育水準の向上を図ることを目的とし、国内外を問わず、特に優れた教育・研究上の業績又は特に高い社会的評価を得ている者を、本学が教育・研究上、必要と認めた場合に任用する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学識経験者・研究者
- (2) 国立大学法人等定年退職者
- (3) 本学定年退職者

(区分及び形態)

第3条 客員教員の任用区分は、当該者に係る職歴、身分、教育、研究上の業績及び学位等により、次のとおりとする。

- (1) 客員教授
- (2) 客員准教授

2 前項に定める客員教員を次の2種類に分けるものとする。

- (1) 常勤
- (2) 非常勤

(兼職の制限)

第4条 客員教員（常勤）は、原則として本学以外の職を本務としてはならない。

(任用審査)

第5条 客員教員の任用及び契約の更新に関しては、客員教員の所属する教授会又は教員会議（以下、「教授会等」という。）において教育研究上の必要性を審査し、学長の承認を得なければならない。

(任用手続き)

第6条 客員教員の任用手続きは、本学の専任教育職員の任用手続に準じる。

(契約期間)

第7条 客員教員の契約期間は1年とする。

2 契約については、任用審査の結果必要に応じて更新することができる。ただし、第2条第2号及び第3号については、満70歳を上回る更新はできないものとする。

(契約)

第8条 客員教員の契約は、当該者と本学の間で、所定の様式をもって行なう。

(教授会等)

第9条 客員教員は、教授会等の構成員外とする。

2 所属長が必要と認める場合は、客員教員に教授会等への出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 客員教員が教育・研究に関して教授会等で意見を述べる必要がある場合は、所属長に事前承諾を得たうえで、出席することができる。

(補職及び学内各種委員)

第10条 客員教員は、学内における補職及び各種委員には就任しないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(職務)

第11条 客員教員は、所属長の管掌のもとに、次に定める職務の遂行にあたる。

- (1) 研究科、学部又は教育センターが開講する授業の担当
- (2) 研究に関する業務
- (3) 教材の開発に関する業務
- (4) その他、学長又は所属長が指示する諸業務

(諸手続き)

第12条 客員教員が各種申請等を行う場合の諸手続きについては、本学の専任教育職員の取扱いに準じるものとする。

(待遇)

第13条 客員教員の待遇等については、別に定める。

(契約の解除)

第14条 本学は、客員教員が次のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。

- (1) 第11条に掲げる業務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき
- (2) 病気その他の事情により3か月以上続けて職務を遂行できなかつたとき
- (3) 本学の信用を傷つけ、又は名誉を汚す行為があつたとき
- (4) 教授会等の議を経た所属長の指示に従わなかつたとき
- (5) やむを得ない業務上の理由によるとき

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、京都産業大学客員教授規程（昭和58年9月27日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

**中学校設置基準****(平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十五号)**

最終改正：平成十九年一月二十五日 文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第三条）第二章 編制（第四条—第六条）第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）附則**第一章 総則**

（趣旨）

**第一条** 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

**2** この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

**3** 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

**第二条 削除****第三条 削除****第二章 編制**

（一学級の生徒数）

**第四条** 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

**第五条** 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

**第六条** 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

**2** 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しく

は教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

### 第三章 施設及び設備

(一般的基準)

**第七条** 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

**第八条** 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

**第九条** 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
  - 二 図書室、保健室
  - 三 職員室
- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

**第十条** 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

**第十一条** 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

**第十二条** 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

### 附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

**附 則 （平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

**附 則 （平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）**

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

**附 則 （平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）**

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積	
生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	600 + 6 × (生徒数 - 40)

四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$
□ 運動場の面積	
生徒数	面積 (平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

## 高等学校設置基準

(平成十六年三月三十一日 文部科学省令第二十号)

最終改正：平成十九年一月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 学科（第五条・第六条）

第三章 編制（第七条—第十一条）

第四章 施設及び設備（第十二条—第十八条）

附則

### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** 高等学校は、学校教育法 その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

**第二条** 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

**第三条** 削除

**第四条** 削除

## 第二章 学科

(学科の種類)

**第五条** 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

**第六条** 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

## 第三章 編制

(授業を受ける生徒数)

**第七条** 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

**第八条** 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。
- 3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

**第九条** 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

**第十条** 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

**第十一条** 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

#### 第四章 施設及び設備

(一般的基準)

**第十二条** 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

**第十三条** 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積 (平方メートル)
一二〇人以下	1 2 0 0
一二一人以上四八〇人以下	1 2 0 0 + 6 × (収容定員 - 1 2 0)
四八一人以上	3 3 6 0 + 4 × (収容定員 - 4 8 0)

(運動場の面積)

**第十四条** 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

**第十五条** 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室 (普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

**第十六条** 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

**第十七条** 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

**第十八条** 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

## 附 則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 附 則 (平成一九年一〇月三〇日文科省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

## 附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

# 第2グラウンド

# 春学期・秋学期

令和2年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
日曜日 (休日)				← 陸上ホッケー →			← 男子ラクロス →								
		← 女子ラクロス →													
月曜日		← 男子ラクロス →								← 男子ラクロス →					
火曜日		← 女子ラクロス →								← 男子ラクロス →					
										← 陸上ホッケー →					
水曜日		← 男子ラクロス →					← 陸上ホッケー →			← 準硬式野球 →					
							← 男子ラクロス (偶数月) →			← 女子ラクロス (奇数月) →					
木曜日		← 男子ラクロス →								← 陸上ホッケー →					
										← 準硬式野球 →					
金曜日		← 男子ラクロス →								← 陸上ホッケー →					
		← 女子ラクロス →								← 附属高校野球部 →					
土曜日		← 男子ラクロス →								← 陸上ホッケー →					
		← 女子ラクロス →								← 附属高校野球部 →					

## 前期（春学期）

	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目		
曜日	科目名1	担当者1	教室1	科目名2	担当者2	教室2	科目名3	担当者3	教室3	科目名4	担当者4	教室4	科目名5	担当者5	教室5
月	社会学入門A	伊藤(理)	515	入門演習A	伊藤(理)	SR502	現代社会とキャリア	木原・谷口(壮)	遠隔	消費文化論	PIYA	401			
	家族社会学	藤野(敦)	遠隔	入門演習A	加藤(敦)	12322	社会活動運営論	鈴木(康)	S301教	農村社会学	加藤(敦)	S413教			
火				入門演習A	佐々木(究)	12424	マーケティング・コミュニケーションPIYA		515	演習I	西川	S303教			
				入門演習A	滋野	5229演									
水				入門演習A	鈴木(康)	12306									
				入門演習A	PIYA	12521									
				社会学英語セミナーA	前川	S219教									
				文化社会学	鍵本	遠隔									
				価値観形成と学校	柴原(弘志)	S218教									
				健康社会研究A	演野	S512	地域社会研究A	金光	S509教	教育社会研究A	惣脇	S510教	地域プロジェクト型研究	滋野・鈴木	S511教
水	公共政策論	鈴木(康)	S414教	自然地理学概論	栗本	12402	現代社会の諸問題A	耳野	遠隔	データ分析	金光	S214情	社会言語学	神谷(俊)	S413教
	質的調査法	東	12502	量的調査法	塩谷(芳)	S214情		東		地域活性論	宮木	遠隔			
	グローバル文化論	山中	遠隔	食と農業	並松	514		足立(薫)		メディア産業論	脇濱	5407			
				生涯学習論	惣脇	S219教		伊藤(理)		現代社会とメンタルヘルス	河原	514			
								奥田(睦)							
								鍵本							
								加藤(え)							
								滋野							
								柴原(弘志)							
								惣脇							
								松永(智)							
								・川(美)							
								脇濱							
								前川	S218教						
								PIYA	5407						
								塩谷(芳)	S214情						
				広告研究A	PIYA	S309演				労働・人口社会研究A	藤野(敦)	S513教	社会協働型ワークショップ	伊藤(公)・加藤(敦)・藤野(敦)	S509教
水	社会学入門A	山中	5303	入門演習A	足立(薫)	S201教	人文地理学概論	出田	11408	現代社会と宗教	笠木	12502	プロジェクト演習V	加藤(敦)	S512教
	地域社会学	滋野	5407	入門演習A	鍵本	12323							プロジェクト演習V	木原	S215演
	人間社会学	塩谷(芳)	5406	入門演習A	塩谷(芳)	12305							プロジェクト演習V	塩谷(芳)	S508教
		河原		入門演習A	菅原(祥)	S509教							プロジェクト演習V	滋野	S312教
		惣脇		入門演習A	山中	12425							プロジェクト演習V	演野	S511教
	メディア社会学	伊藤(公)	遠隔	入門演習A	脇濱	S401教							プロジェクト演習V	山中	S308演
	メディアリテラシー論	脇濱	S415教	ファン文化論	東	遠隔									
				家族・ジェンダー研究A	伊藤(公)	S217演							映像情報研究A	田畑	S217演

現代社会学研究科・現代社会学部 授業時間割表

前期（春学期）

曜日	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目		
	科目名1	担当者1	教室1	科目名2	担当者2	教室2	科目名3	担当者3	教室3	科目名4	担当者4	教室4	科目名5	担当者5	教室5
木	政治学概論	田中(悟)	S302教	基礎演習	河原	12521	データ分析	藤野(敦)	S214情	プロジェクト演習Ⅰ	木原	S215演	プロジェクト演習Ⅲ	木原	S215演
	環境社会学	足立(薫)	S414教	基礎演習	菅原(祥)	S415教	社会史	耳野	遠隔	プロジェクト演習Ⅰ	塩谷(芳)	S508教	プロジェクト演習Ⅲ	塩谷(芳)	S508教
	ポピュラー・カルチャー論	山中	遠隔	基礎演習	鈴木(康)	S219教	神山S T Y L Eリーダーシップ論A	木原	5405	プロジェクト演習Ⅰ	山中	S308演	プロジェクト演習Ⅲ	山中	S308演
				社会階層論	塩谷(芳)	12502	(現代社会学領域)			演習Ⅰ	東	S202教	演習Ⅲ	東	S202教
							多文化共生論	梶	遠隔	演習Ⅰ	鈴木(康)	S201教	演習Ⅲ	鍵本	S509教
							現代社会とビジネス	横森	401	演習Ⅰ	惣脇	S512教	演習Ⅲ	鈴木(康)	S201教
							ジャーナリズムの歴史	吉澤(健)	5407	演習Ⅰ	藤野(敦)	S510教	演習Ⅲ	惣脇	S512教
										演習Ⅰ	PIYA	S511教	演習Ⅲ	藤野(敦)	S510教
										演習Ⅰ	宮木	S513教	演習Ⅲ	PIYA	S511教
										演習Ⅰ	脇濱	S309演	演習Ⅲ	宮木	S513教
									演習Ⅲ	梶	S405教	演習Ⅲ	脇濱	S309演	
				文化研究A	山中	S312教	地域メディア研究A	脇濱	S313教						
金	社会学入門A	東	SR204	入門演習A	東	S403教	リーダーシップ入門	金光	遠隔	プロジェクト演習Ⅰ	加藤(敦)	S512教	プロジェクト演習Ⅲ	加藤(敦)	S512教
	社会調査入門	菅原(祥)	遠隔	入門演習A	奥田(睦)	SR309	データ分析	伊藤(理)	S214情	プロジェクト演習Ⅰ	滋野	S312教	プロジェクト演習Ⅲ	滋野	S312教
	東南アジア地域論A	加藤(敦)	S415教	入門演習A	金光	12404	N P O起業論	宮木	515	プロジェクト演習Ⅰ	濱野	S511教	プロジェクト演習Ⅲ	濱野	S511教
	社会心理学	塩谷	SR210	入門演習A	浜田(雄)	12521	映像メディア論	菅原(祥)	遠隔	演習Ⅰ	足立(薫)	S203教	演習Ⅲ	足立(薫)	S203教
				入門演習A	藤野(敦)	S509教				演習Ⅰ	伊藤(公)	S303教	演習Ⅲ	伊藤(公)	S303教
				入門演習A	前川	12424				演習Ⅰ	鍵本	S513教	演習Ⅲ	金光	12301
				入門演習A	耳野	S512教				演習Ⅰ	金光	12301	演習Ⅲ	河原	S510教
				基礎演習	足立(薫)	12301				演習Ⅰ	河原	S510教	演習Ⅲ	国吉	12405
				基礎演習	伊藤(理)	12525				演習Ⅰ	菅原(祥)	S404教	演習Ⅲ	菅原(祥)	S404教
				地域産業論	滋野	5406				演習Ⅰ	前川	SR209	演習Ⅲ	前川	SR209
			コミュニティと学校	西川	SR210				演習Ⅰ	耳野	12504	演習Ⅲ	耳野	12504	
						社会哲学研究A	耳野	S216演	スポーツ社会研究A	奥田	S215演				
土	社会学理論研究	伊藤(公)	S215教	社会調査法研究	伊藤(理)	S214情	特論演習Ⅰ	伊藤(公)	S215演	特論演習Ⅲ	伊藤(公)	S215演			
								金光	S216演		金光	S216演			
								惣脇	S217演		惣脇	S217演			
								藤野(敦)	S308演		藤野(敦)	S308演			
								PIYA	S309演		PIYA	S309演			
							耳野	S310演		耳野	S310演				
							山中	S311演		山中	S311演				

※網掛け部分は研究科の授業を示す。

# 大学院生用研究室 見取図

(13号館2F 13294共同研究室)

